

第21回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和2年3月19日(木) 午後3時15分～4時55分

2 開催場所 洋野町役場大野庁舎 大会議室

3 出席委員 (9人)

1番 間澤智子	2番 太内田栄二	4番 林郷ケイ子
6番 坂本幸治	7番 舘野栄子	8番 川崎和志
10番 軒保	13番 馬場賢一	15番 高城健一

4 欠席委員 (6人)

3番 源田竹志	5番 長根山裕也	9番 大粒来清美男
11番 北村卓也	12番 下田博美	14番 塩倉健一

5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (12人)

上小路鉄也	浜道智	高谷直樹	坂澤勉
山道慶蔵	金澤百年	柏木淑子	川原由次郎
林郷永吉	下権谷由雄	下谷地信子	塩倉康美

6 日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第6 議案第4号 農業基盤化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第5号 令和2年度洋野町農業労賃標準額の設定について

第8 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について

第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について

7 追加日程

第1 追加議案第1号 職員の人事に関し議決を求めることについて

8 農業委員会事務局職員

事務局長 麥澤光英

係長 猪石秀美

主査 秋山善一

主任 佐々木えり子

主事 中里利則

8 会議の概要

- ◇議長（会長） ただ今から、第21回洋野町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は、当席を含め9人です。
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
ただちに会議を開きます。
-

◎議事録署名委員の指名

- ◇議長（会長） 日程第1 議事録署名委員の指名についてであります。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、10番 軒 委員、1番 間澤委員を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
◇議長（会長） 異議なしと認め、10番 軒 委員、1番 間澤委員の両人を指名します。
-

◎会期の決定

- ◇議長（会長） 日程第2 会期の決定を行います。
会期は1日限りとすることに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
◇議長（会長） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ◇議長（会長） それでは、議案審議に入ります。
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番を一括上程いたします。詳細については事務局の説明を求めます。
- ◇事務局（事務局長） 議長。
- ◇議長（会長） 局長。
- ◇事務局（事務局長） 議案書1ページをお開き願います。
議案第1号 農地法 第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
申請人から提出のありました 農地法第3条の規定による許可申請について、本委員会の議決を求めるものであります。
番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇番、地目 畑4,615㎡、1筆 であります。
権利区分は贈与で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地、〇〇〇 〇 氏 経営面積は、自作地 田9,642㎡、畑62,477㎡、計72,119㎡、借入地 田18,097㎡、畑43,299㎡、計61,396㎡であり、農業従事者は3人です。譲渡人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇、〇〇 〇〇 氏、経営面積は自作地、畑12,465㎡であります。申請事由は親戚から譲与を受けて耕作しようとするものであります。
お手元の総会提出資料は、1ページから4ページになります。1ページは案内図、現況写真であり、〇側から撮影したものであります。2ページは申請地公図、3ページ4ページは許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項及び第3項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和2年3月13日に〇〇委員、〇〇〇推進委員で行っているものであります。

以上説明といたします。よろしくお願い致します。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。

番号1番について、〇〇〇推進委員お願い致します。

◇〇〇〇推進委員 番号1番の申請地について、3月13日、〇〇農業委員と共に現地調査を行った結果を報告します。

この申請は、親戚から贈与を受け、所有権移転しようとするものです。申請地はデントコーンを作付けした跡があり、農地として適正に管理されていました。

今後も、飼料畑として耕作していくということでしたので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告いたします。

◇議長（会長） ありがとうございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請による事務局の説明及び現地調査報告が終わりました。

これより質疑を行います。ご質問意見等ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第1号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第1号 番号1番は、申請どおり許可することに決定いたしました。

.....

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、番号1番から2番を一括上程いたします。詳細について、事務局の説明を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書2ページをお開き願います。

議案第2号 申請人から提出のありました 農地法第4条に規定する転用許可申請 番号1番、2番について、県知事に進達するにあたりかかる意見をお願いするものであります。

番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇、登記地目 畑 現況 宅地 1,742㎡を申請人住所氏名、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、〇〇 〇〇氏が、一般個人住宅及びその他建物用地として、転用しようとするものであります。

次に、番号2番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇、地目 田 2,356㎡を 同住所 〇〇 〇〇氏が、自動車整備業の倉庫建築及び整備車両の駐車場、通路のその他建物用地として、転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料5ページから13ページをご覧ください。

5 ページは、1 番の一般個人住宅及びその他建物用地としての事業計画概要書で、6 ページは番号 2 番の事業計画概要書であります。7 ページは案内図と現況写真で、番号 1 番は〇〇側から、番号 2 番は〇〇側から撮影したものであります。

8 ページは公図、9 ページは配置図であります。

番号 1 番、2 番の農地の種類は、公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地に該当するその他第 2 種農地に分類されることを確認しております。

番号 1 番は追認であり、経緯を申しますと大正元年には農作業用小屋として建築されており、平成 16 年には〇〇 〇〇地割字〇〇 〇〇番〇の宅地から、農地にはみでる形で居宅増築され、平成 24 年には自動車整備工場が建築され庭園、通路を含む宅地となった違反転用であり、また、番号 2 番においても、〇側部分において宅地及び農用通路として車輛等が通行しやすいよう改良し碎石を敷設しており、違反転用となるものであります。

今回、新たに自動車整備工場の倉庫を新築のため転用するにあたり、諸手続きの分筆測量で行政書士から指摘され知ったものでありますが、農地法等を理解していなかったことにより、違反転用となってしまったものであります。農業委員会からの指導も受け今回申請を行ったものであります。

申請人からは始末書が提出され深く反省しているものであります。

番号 1 番は、町立〇〇小学校から〇〇に約 3.5 km の位置にあり、〇側を公衆用道路、〇側を宅地と畑、〇側を宅地、〇側を田に囲まれた農地で、転用による周辺農地への影響はなく、既存宅地と隣接する農地で、申請人が経営する自動車整備工場を身近に管理経営することから、代替性はなかったものであり、隣接する番号 2 番においても、〇側を現状宅地、〇側を田、〇側を田、〇側を公衆用道路に囲まれた農地で転用による周辺農地への影響はなく、事業実施時に申請していれば特に問題ない案件であったものと思われま。

なお、各当該申請地への現地調査は、令和 2 年 3 月 13 日に〇〇委員、〇〇〇推進委員で行っているものであります。

次に 10 ページ、12 ページをご覧ください。番号 1 番の県知事に進達する意見書になります。

追認ではありますが、事業計画及び現地調査結果を 4 の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1) の転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

以上、議案 2 号、番号 1 番、2 番の説明といたします。よろしく申し上げます。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。

番号 1 番、2 番について、〇〇〇推進委員お願い致します。

◇〇〇〇推進委員 番号 1 番及び 2 番の申請について、3 月 13 日、〇〇農業委員と共に現地調査を行った結果を報告します。

番号 1 番は、農地法の許可を受けずに、居宅、自動車整備工場及び物置等を建築した土地について、追認許可を受けようとするものです。

現地は、既に宅地化されておりますが、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われま。また申請人は、農地法等に関する認識が欠如していたもので、悪意性はないことから許可しても問題ないと思いま。

次に番号 2 番は、自動車整備業の倉庫建築用地、整備車両の駐車場及び通路として転用しようとするものです。

現地は、休耕中の農地ですが、既に、砂利を敷設し宅地への出入りのための通路として利用している部分があり、一部は追認案件となりますが、転用により周辺農地に影響を与えることはないと考えま。

また、追認部分の通路は、農業用通路として利用してきたものを宅地の増築に併せ拡張工事を行ったものですが、番号 1 番と同様に、申請人は、農地法等に関する認識が欠如していたもので、悪

意性はないことから、許可しても問題ないと思います。

以上、報告いたします。

◇議長（会長） ありがとうございます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について番号1番から番号2番までの事務局説明及び現地調査の報告が終わりました。

これより質疑を行います。なにかご質問ご意見等この2案についてお願いします。

◇〇〇委員 すでに仕事をされている所なので、また、始末書が出ているということなので問題ないと思います。

◇議長（会長） いま、〇〇委員から悪意性もないし、始末書も提出されているからいいのではないかと言うご意見でございました。

他にございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、議案第2号を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の番号1番から2番はについて、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第2号、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号3番を一括上程いたします。詳細について、事務局の説明を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書3ページをお開き下さい。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請 について、番号1番をご説明いたします。

申請人から提出のありました農地法第5条の規定による転用許可申請を県知事に進達するにあたりかかる意見をお願いするものであります。

許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇番〇〇、地目 畑 3,192 m²、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇番〇〇、地目 畑 35 m²、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番、地目 畑 65 m² 合計 3筆 3,292 m²を 譲受人 住所氏名 洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇 〇〇〇〇 有限会社 代表取締役 〇〇 〇 氏、譲渡人 住所氏名 洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇、〇〇 〇〇 氏から売買により、資材置場及び駐車場のその他施設用地として転用しようとするものであります。

総会提出資料14ページから18ページをご覧ください。

14ページ15ページは転用事業計画書、16ページは案内図及び現況写真であり、①の写真は申請地の〇〇側から、②は〇〇側から、③は〇〇側から撮影したものであります。17ページは公図、18ページは土地利用計画図であり、農地の種類は、公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地に該当するその他第2種農地に分類されることを確認しております。

当該申請は、追認であります。平成10年頃、譲受人の事業拡大に伴い、資材置き場及び従業員の駐車場として営業所に隣接する申請地を、周囲の状況から農地としての確認を怠り一時的に使用してい

たものでありますが、今回、買い受けるにあたり諸手続を進める中で、農地法に違反しているを知ったものであり、これに対し、申請人からは始末書が提出されており深く反省しているものであります。

当該土地は、〇〇〇〇から〇〇に約 200m の位置にあり、〇側を雑種地、〇側を山林、〇側を公衆用道路及び宅地、〇側を畑に囲まれた農地で転用による周辺農地への影響はなく、位置的な問題はないものであり、事業実施時に申請していれば特に問題のない案件であったものと思われま

す。なお、各当該申請地への現地調査は、令和 2 年 3 月 13 日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

次に 19 ページ、20 ページをご覧ください。番号 1 番の県知事に進達する意見書になります。

追認ではありますが、事業計画及び現地調査結果を 4 の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1) の転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

議案書に戻りまして、番号 2 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇番〇、地目 田、面積 2,927 m² を 譲受人住所氏名、洋野町〇〇第〇地割〇〇番〇株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 氏が、譲渡人 住所氏名 〇〇市〇〇〇第〇地割〇〇番地〇 〇〇 〇〇 氏から、売買により土木建築工事用資材置場のその他施設用地として転用しようとするものであります。

総会提出資料 21 ページから 28 ページをご覧ください。

21 ページ 22 ページは転用事業計画書、23 ページは案内図及び現況写真であり、写真は申請地の北西側から撮影したものであります。24 ページは公図、25 ページは付近状況図で、26 ページは土地利用計画図であり、農地の種類は、公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地に該当するその他第 2 種農地に分類されることを確認しております。

当該申請は、追認であります。平成 10 年 4 月頃、譲受人の事業拡大に伴い既存の資材置場では手狭となってきたため、周囲の状況から農地としての確認を怠り一時的に使用していたものであります。今回、買い受けるにあたり諸手続を進める中で、農地法に違反しているを知ったものであり、これに対し申請人からは始末書が提出されており深く反省しているものであります。

当該土地は、〇〇〇〇から〇に約 300m の位置にあり、〇側を雑種地、〇側を河川、〇側を原野、〇側を県道に囲まれた農地で、転用による周辺農地への影響はなく、代替性はないものであり、事業実施時に申請していれば特に問題ない案件であったものと思われま

す。なお、当該申請地土地への現地調査は、令和 2 年 3 月 13 日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

次に 27 ページ、28 ページをご覧ください。番号 2 番の県知事に進達する意見書になります。

追認ではありますが、事業計画及び現地調査結果を 4 の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1) の転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

次に議案書 4 ページ番号 3 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇 〇〇番〇 地目 田 面積 243 m² を、譲受人住所氏名 洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇〇 〇〇 氏が、譲渡人住所氏名 洋野町〇〇第〇地割〇〇番地 〇〇〇 〇〇 氏から、贈与により住宅建築のため、一般個人住宅用地として転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料 29 ページから 37 ページをご覧ください。

29 ページ、30 ページは住宅建設に係る転用事業計画書、31 ページは案内図と現況写真で、写真は申請地の北東側から撮影したものであります。32 ページは公図、33 ページは付近状況図であり、当該土地は、10ha 以上の一団の農地に位置する第 1 種農地ですが、転用目的が住宅建設のための転用で、町道に接しており農地を分断するのではなく集落接続の住宅で、転用については問題ないもと考えられます。

34 ページは住宅建設配置図、35 ページは建物立面図であり、町立〇〇〇学校から南西に約 3.2 km の位置にあり、〇側、〇側を田、〇側を道路、〇側を宅地に囲まれた農地で、転用による周辺農地への影響や位置的な問題はなく、また、親の老後の生活を支えるため、実家の近隣で申請地を含めた他の場所を検討したが、所有者と合意に至らなかったことから、代替性はないものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和 2 年 3 月 13 日に〇〇委員、〇〇〇推進委員で行っているものであります。

36 ページ、37 ページをご覧ください。県知事に進達する意見書 になります。

事業計画及び現地調査結果を 4 の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

以上説明といたします。よろしくお願ひします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願ひします。

番号 1 番及び 2 番について、〇〇推進委員願ひいたします。

◇〇〇推進委員 番号 1 番及び 2 番の申請について、〇〇農業委員と共に現地調査を行った結果を報告します。

番号 1 番の申請は、資材置場及び駐車場用地として売買により所有権移転し、転用するものです。現地は、既に資材置場として利用されており、追認案件となりますが、周辺農地に影響を与えることはないと思われまふ。

譲渡人、譲受人ともに農地法等に関する認識不足によるもので、悪意性はないことから許可しても問題ないと思ひます。

番号 2 番の申請は、資材置場として売買により所有権移転し、転用するものです。

番号 1 番と同様に、現地は、既に資材置場として利用されており追認案件となりますが、周辺農地に影響を与えることはないと思われまふ。

譲渡人、譲受人ともに農地法等に関する認識不足によるもので、悪意性はないことから許可しても問題ないと思ひます。

以上、報告いたします。

◇議長（会長） 番号 3 番について〇〇〇推進委員願ひします。

◇〇〇〇推進委員 番号 3 番の申請について、3 月 13 日、〇〇農業委員と共に現地調査を行った結果を報告します。

この申請は、住宅建築用地として、親子間の贈与により所有権移転し、転用するものです。

現地は、休耕中の農地で、転用により周辺農地に影響を与えることはないと考えまふので、許可しても問題ないと思ひます。

以上、報告といたします。

◇議長（会長） ありがとうございます。議案第 3 号に係る番号 1 番から 3 番までの事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませぬか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めまふ。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、議案第 3 号を採決したいと存じまふが、これにご異議ございませぬか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、番号 1 番から 3 番は申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませぬか。

43 ページ番号 5 番、利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇 〇〇 洋野町〇〇第〇〇地割
〇〇番地、 利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇地割〇〇第〇〇番地〇、
権利を設定する土地の所在、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番〇、〇〇番〇、2筆合計 1,565 m² 利用
権の種類は賃貸借、内容は畑、期間は令和 2 年 3 月 19 日から令和 8 年 3 月 31 日の 6 年間で、10
a 当たり年額 2,000 円であり、経営は水稻及び肉用牛であります。

番号 6 番、利用権の設定を受ける者の氏名は、〇〇 〇〇 氏、 利用権を設定する者の氏名住所
は、〇〇 〇〇〇 氏 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、 権利を設定する土地の所在、洋野町〇〇
第〇〇地割〇〇番〇、〇〇番、2筆合計 11,092 m² 利用権の種類は賃貸借、内容は畑、期間は令
和 2 年 3 月 19 日から令和 8 年 3 月 31 日の 6 年間で、10 a 当たり年額〇,〇〇〇円であり、経営は
水稻及び肉用牛であります。

番号 7 番、利用権の設定を受ける者の氏名は、〇〇 〇〇 氏、 利用権を設定する者の氏名住所
は、〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地、 権利を設定する土地の所在、洋野町〇〇第〇
〇地割〇〇番、1筆 1,588 m² 利用権の種類は賃貸借、内容は畑、期間は令和 2 年 3 月 19 日から
令和 8 年 3 月 31 日の 6 年間で、10 a 当たり年額〇,〇〇〇円であり、経営は水稻及び肉用牛であ
ります。

番号 8 番、利用権の設定を受ける者の氏名は、〇〇 〇〇 氏、 利用権を設定する者の氏名住所
は、〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、 権利を設定する土地の所在、洋野町〇〇第
〇〇地割〇〇番、1筆 1,435 m² 利用権の種類は賃貸借、内容は畑、期間は令和 2 年 3 月 19 日か
ら令和 8 年 3 月 31 日の 6 年間で、10 a 当たり年額〇,〇〇〇円であり、経営は水稻及び肉用牛であ
ります。

番号 9 番、利用権の設定を受ける者の氏名は、〇〇 〇〇 氏、 利用権を設定する者の氏名住所
は、〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、 権利を設定する土地の所在、洋野町〇〇第
〇〇地割〇〇〇番、1筆 3,564 m² 利用権の種類は使用貸借、内容は田、期間は令和 2 年 3 月 19
日から令和 8 年 3 月 31 日の 6 年間で、経営は水稻及び肉用牛であります。

44 ページ番号 10 番、利用権の設定を受ける者の氏名住所は、有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇
〇 〇〇 氏 〇〇市〇〇町〇〇第〇〇地割〇〇〇番地、 利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇
〇 〇〇 氏 洋野町〇〇字〇〇 〇〇番地〇、 権利を設定する土地の所在、洋野町〇〇字〇〇 〇〇
〇〇番、〇〇番、2筆合計 14,966 m² 利用権の種類は賃貸借、内容は畑、期間は令和 2 年 4 月 1
日から令和 8 年 3 月 31 日の 6 年間で、10 a 当たり年額〇,〇〇〇円であり、経営は肉用牛であ
ります。

番号 11 番、利用権の設定を受ける者の氏名住所は、有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
氏 〇〇市〇〇町〇〇第〇〇地割〇〇〇番地、 利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏
〇〇県〇〇〇市〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇 権利を設定する土地の所在、洋野町〇〇〇第〇〇
地割〇〇番〇、1筆 13,004 m² 利用権の種類は賃貸借、内容は畑、期間は令和 2 年 4 月 1 日か
ら令和 8 年 3 月 31 日の 6 年間で、10 a 当たり年額〇,〇〇〇円であり、経営は肉用牛であ
ります。

45 ページ番号 12 番、利用権の設定を受ける者の氏名は、有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇
〇 〇〇 氏、 利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇〇第〇〇地割〇〇〇番
地、 権利を設定する土地の所在、洋野町〇〇〇第〇〇地割〇〇〇番〇、〇〇〇番、2筆合計 17,206
m² 利用権の種類は賃貸借、内容は畑、期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の 6 年
間で、10 a 当たり年額〇,〇〇〇円であり、経営は肉用牛であります。

46 ページ番号 13 番、利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇第〇〇
地割〇〇番地〇、 利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇〇 〇〇 氏 〇〇市〇〇町〇〇第〇〇地
割〇〇番地〇、 権利を設定する土地の所在、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇〇番、1筆 8,897 m² 利
用権の種類は賃貸借、内容は畑、期間は令和 2 年 3 月 19 日から令和 7 年 3 月 31 日の 5 年間で、10
a 当たり年額〇,〇〇〇円であり、経営は酪農であります。

(「異議なし」の声)

◇議長(会長) 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり決定することに致します。

○番 ○○○委員入室を許します。

.....
◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長(会長) 次に、日程第7 議案第5号 令和2年度洋野町農業労賃標準額の設定について上程いたします。詳細について事務局から説明を求めます。

◇事務局(事務局長) 議長。

◇議長(会長) 局長。

◇事務局(事務局長) 議案書47ページをご覧ください。

議案第5号 令和2年度洋野町農業労賃標準額の設定についてご説明いたします。

1月の総会において、ご審議いただき設置いたしました「洋野町農業労賃標準額設定検討会」より答申がありましたので、議案本文を朗読し説明に代えさせていただきます。

令和2年度の洋野町農業労賃標準額の設定について、洋野町農業労賃標準額設定検討会より下記のとおり答申されたので、本委員会の議決を求めるものであります。

1: 検討会日時 令和2年2月28日 金曜日 13時30分から、2: 場所及び出席者数 洋野町役場大野庁舎 2階 大会議室 出席者12名、3 答申額は 48ページ別紙のとおりであり、答申文書の写しは総会提出資料50ページでございますので後刻ご覧ください。

議案書48ページをご覧ください。

令和元年度から変更された点についてご説明いたします。1. 人力の部: 水田作業、畑作業とも1日8時間で標準額6,400円とし、前年比300円の増となっております。県の最低労働賃金であり、併せてオペレーター1日8時間で8,700円とし、前年比100円の増となっております。

次に2. 機械の部ですが、平成19年度以降変更しておらず、今回検討会では岩手県農業会議調査資料及び近隣市町村との調整により検討されたものであります。なお、前年比として賃金の伸び率を計上しておりますが、コンバインと欄外下段にあります稲わらとの堆肥交換の標準額は据え置きとし、ロールベアラ100cm標準額を新設し芯巻きを基準としております。

また、単位変更としてハーベスタ10a当たりを1時間あたりに変更し、乾燥において35kgを30kgに変更しております。

適用期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までであります。

以上、説明といたします。よろしく願いいたします。

◇議長(会長) 事務局の説明が終わりました。

労賃標準額確認のため暫時休憩します。

(暫時休憩時間16:25~16:38)

◇議長(会長) 休憩前に引き続き会議を再開し質疑を行います。

ご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声)

◇議長(会長) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◇議長(会長) 異議なしと認め、採決いたします。

議案第5号 令和2年度洋野町農業労賃標準額の設定については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◇議長(会長) 異議なしと認め、議案第5号は原案とおり決定することにいたしました。

.....

◎報告第1号の上程、説明、質疑

◇議長（会長） 次に日程第8 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について番号1番から番号2番を一括上程いたします。詳細について事務局の説明報告を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 事務局長。

◇事務局（事務局長） 議案書49ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認についてご説明いたします。

農地法第6条第1項の規定により提出された農地所有適格法人報告書について、同法第2条第3項各号の規定に基づく要件を満たしているか確認した結果について、報告するものであります。

番号1番 報告年月日は 令和2年2月28日、法人の住所・名称は洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇〇 農事組合法人 〇〇〇〇〇〇〇、事業年度は 平成31年1月1日から令和元年12月31日、農地所有適格法人要件の法人形態は 農事組合法人、事業の種類は〇〇業であり、要件全てが適となっております。

番号2番 報告年月日は 令和2年3月6日、法人の住所・名称は洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地8 株式会社 〇〇〇〇〇 事業年度は 平成31年1月1日から令和元年12月31日、農地所有適格法人要件の法人形態は 株式会社、事業の種類は〇〇業・〇〇〇〇加工であり、要件全てが適となっております。

関係資料は総会提出資料51ページ52ページとなっております。

以上、報告といたします。よろしくお願ひいたします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について終わります。

.....

◎報告第2号の上程、説明、質疑

◇議長（会長） 次に、日程第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、事務局から説明報告いたさせます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書50ページをお開き願います。

この案件は、農地法関係事務処理要領の相続等の届出に対し、受理不受理を決定し通知しなければならなされているものであります。

届出のあった番号1番の2筆につきまして、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、届出人に対し、受理通知書を交付したものであります。

権利を取得した事由は相続であり、あっせん希望は無しで提出されております。

なお、届出受理に係る関係資料は総会提出資料53ページとなっております。

以上、報告といたします。よろしくお願ひいたします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告についてを終わります。

.....

◎追加議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 暫時休憩いたします。

（暫時休憩 16：42～16：45）

◇議長（会長） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇議長（会長） お諮りします。

ただいま、お手元にお配りしたとおり、令和2年3月17日付けで洋野町長より「職員の人事異動に関する協議について」の通知がありました。

これを日程に追加し、「追加日程第1」として、議題にしたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、「追加議案第1号 職員の人事に関し議決を求めることについて」の件を、日程に追加し、「追加日程第1」として議題にすることに決定しました。

追加日程第1 追加議案第1号 職員の人事に関し議決を求めることについて、を上程いたします。事務局より詳細に説明を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 追加議案をご覧いたします。

追加議案第1号 職員の人事に関し議決を求めることについて説明いたします。

本年3月31日並びに4月1日付けで発令する町職員の人事異動に、本委員会職員が該当となることから、令和2年3月17日付けで、町長より人事異動に関する協議がありましたので、これを農業委員会等に関する法律の規定により、議決を求めるものであります。

それでは議案本文を朗読して説明に代えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

追加議案書1ページをご覧いたします。

追加議案第1号 職員の人事に関し議決を求めることについて、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、次のとおり職員の人事を行うことについて議決を求めるものであります。

1 出向（令和2年3月31日付） 出向先 町民生活課長補佐兼生活安全係長兼中野支所長補佐兼税務課副主幹 猪石 秀美、現職、水産商工課商工課係長兼農村振興係長併農業委員会事務局係長、出向先 農林課林業畜産係長 秋山 善一、現職 農林課農政係長併農業委員会事務局主査 出向先 地域振興課主任併選挙管理委員会事務局書記 佐々木 えり子、現職 農業委員会事務局主任

2 採用（令和2年4月1日付） 採用の職 農業委員会事務局長補佐兼係長 大下 敦子 現職 国保大野診療所係長兼国保大野歯科診療所係長、採用 水産商工課長補佐兼水産振興係兼農村振興係長併農業委員会事務局副主幹 槻木澤 拓也、現職 農林課長補佐兼農村整備係長兼林業畜産係長であります。以上でありますので、よろしくお願ひします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

お諮りします。この案件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。この採決は挙手により行います。

追加議案第1号 職員の人事に関し議決を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◇議長（会長） 挙手全員ですので、追加議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

.....

◇議長（会長）

これで、本日の案件は全部終了いたしました。

以上をもちまして、第21回洋野町農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

長時間にわたりご協力、審議誠にありがとうございました。

令和2年3月19日 開 議

第21回洋野町農業委員会総会

議 事 録 署 名

会 長

10 番（軒委員）

1 番（間澤委員）